

厚生労働省告示第二百二十号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において  
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）  
及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間におい  
て障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等  
及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、児童福祉法施行令第二十  
七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定  
める額（平成十九年厚生労働省告示第四百四十一号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子